

福岡県公報

令和5年7月18日
第 415 号

目 次

告 示 (第476号)

○福岡県資源管理方針の変更	(水産振興課) 1
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課) 5
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 6
○土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 9
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 9

告 示

福岡県告示第476号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき定めた福岡県資源管理方針（令和2年12月福岡県告示第889号の3）の一部を次のように改正し、令和5年7月18日から施行する。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

第8中「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」を「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」に改め、「までに」の次に「、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに」を加える。

別紙1-6の次に次のように加える。

(別紙2-1)

第1 水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-2)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-3)

第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-4)

第1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をす

る者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-5)

第1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量水準を維持することを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-6)

第1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果が公表された場合には

、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-7)

第1 水産資源

こういか福岡県海域（筑前海）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-8)

第1 水産資源

あわび類福岡県海域（筑前海）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

(別紙2-9)

第1 水産資源

はまぐり福岡県海域（筑前海）

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

<p>なし (別紙2-10)</p> <p>第1 水産資源 まだこ福岡県海域（筑前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に回復することを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし (別紙2-11)</p> <p>第1 水産資源 さわら瀬戸内海系群</p> <p>第2 資源管理の方向性 MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価結果に基づき資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、国が行う資源評価における現状の親魚量を維持することを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</p>	<p>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし (別紙2-12)</p> <p>第1 水産資源 はも福岡県海域（豊前海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。 また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</p> <p>第4 その他資源管理に関する重要事項 なし (別紙2-13)</p> <p>第1 水産資源 がざみ福岡県海域（有明海）</p> <p>第2 資源管理の方向性 県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。</p> <p>第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をす</p>
---	--

る者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるよう努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察通信指令システム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年8月7日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

福岡県警察通信指令システム賃貸借

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定

に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年8月28日（月曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA,A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年7月18日（火曜日）から令和5年8月14日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年8月28日（月曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和5年8月29日（火曜日）午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

- 11 落札者がない場合の措置
 開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
 (1) 入札保証金
 見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
 (2) 契約保証金
 契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
 イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効
 次の入札は無効とする。
 なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
 (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
 (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
 (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
 (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
 (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定の方法
 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 15 その他
 (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
 (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
 (5) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary

(1) The name of a contract matter

A leasing contract for Fukuoka Prefectural Police Communication Command System Leasing

(2) Time Limit of Tender

5 : 45 P. M. August 28, 2023

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、古賀市今在家地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任した理事

氏 名	住 所
野 又 守	古賀市今在家55番地
横大路 一 将	古賀市今在家62番地2
篠 崎 文 昭	古賀市今在家53番地
篠 崎 正 信	古賀市今在家382番地
篠 崎 勝 義	古賀市今在家121番地
池 見 新 五	古賀市今の庄三丁目3番1号
横大路 光 明	福岡市東区若宮五丁目3番31 - 403号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市大字川宮1233番1、1233番14、1233番15及び1244番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宮崎県宮崎市柳丸町52番地

合资会社江坂商会

代表社員 境田 純代

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があつたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月18日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和5年6月30日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後
(仮称) イオンなかまショッピングセンター 中間市上蓮花寺一丁目1 - 1外	イオンなかま店 中間市上蓮花寺一丁目1 - 1外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号	イオン九州株式会社 代表取締役 柴田 祐司 福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外7者